

2023年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ  
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信  
(コード番号 2402 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 Platform Design 部門担当  
石亀 幸大  
(TEL. 03-3740-4011)

## 第54期第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 対象となる四半期報告書  
第54期第1四半期報告書(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日)
2. 延長前の提出期限  
2023年5月15日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
2023年6月7日
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2022年12月22日付開示「当社従業員による不適切な取引の疑義及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ」、及び、2023年1月19日付開示「特別調査委員会における調査対象及び特別調査委員会委員の追加に関するお知らせ」に記載のとおり、当社従業員により不適切な取引が行われている疑義がある事案(以下「本件事案」といいます。)、及び、当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われている疑義が生じたことに端を発し、当社の財務諸表等に影響を与える可能性が生じている事案(以下「本件追加事案」といいます。))について、特別調査委員会による調査が進められておりました。

これらの事実関係の解明及びその後の追加的な監査手続きの必要性から、2022年12月期有価証券報告書につき、その提出期限である2023年3月31日までに提出できないこととなったため、当該有価証券報告書の提出期限について延長の申請を行い、3月31日に、提出期限を5月22日までとする旨のご承認をいただきました。

その後、2023年5月8日付開示「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は同日付で特別調査委員会から調査報告書を受領しました。(なお、2023年5月11日付開示「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」において公開版の調査報告書を開示しております。)当社は今後、これを踏まえ、必要な過年度決算訂正を行ったうえで、2022年12月期有価証券報告書を、延長後の提出期限である5月22日までに提出する予定でありました。

しかしながら、本日付開示「第53期有価証券報告書の作成及び提出に関するお知らせ(開示事項の経過)」に記載のとおり、5月22日までの提出ができず期日を超過してしまい、5月31日頃まで遅れざるを得ない見込みとなっております。

この結果、2023年12月期第1四半期報告書の提出期限である5月15日までに、当該四半期に係る期首残高が確定しないこととなり、連結四半期財務諸表の作成及び四半期レビュー手続きが完了せず、同四半期報告書を提出できないこととなりましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、当該四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

現在、当社は、現任の監査人による2023年12月期第1四半期レビューの手続きを過去の訂正監査と並行して実施いただいておりますが、現任の監査人からは、品質管理の観点から、監査リスクに重大な影響を及ぼす事象が生じた場合における監査契約の更新手続きや、2023年12月期第1四半期の審査及びレビュー意見形成の手に際しては、特別調査委員会の調査報告書の内容のみならず、前任の監査人の訂正有価証券報告書等に対する監査意見の内容も考慮のうえ、手続をおこなう必要があることから、2022年12月期有価証券報告書の提出から1週間程度の時間が必要であるとの旨を受けており、2023年12月期第1四半期報告書につきましては、延長が承認された場合の提出期限を6月7日としております。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

特別調査委員会の調査報告書におきましては、不適切な会計処理の原因について本件事案及び本件追加事案それぞれの個別事象についての発生原因や、より早期に発見できなかったことについて原因の分析に加え、2018年、2020年の過去二度にわたり不適切な会計処理が発生し、それぞれについて調査がなされ、再発防止策等を講じていたなかで、今回の繰り返しの不適切な会計処理を招いた根本的な原因として、内部統制及びガバナンス上の問題点の指摘を受けております。

当社では、今回の不適切な会計処理に関連して、内部統制及びガバナンス上の問題をあらためて認識し、特別調査委員会からの提言を踏まえ、内部統制及びガバナンス体制を強化することが最重要課題であると認識の下、経営に責任を負う取締役会において徹底的に協議のうえ、有効性・実効性の高い具体的な再発防止策等を策定してまいります。経営陣の責任の明確化については、取締役会で十分に議論をしたうえで、最終的には社外役員を中心とする責任検討会の判断に従い決定し、併せてその議論の結果については社内外に公表いたします。これらを通じて、抜本的な改善を早期に実施するための体制強化を図っていく所存であります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上